⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しています。）

割引率	0.5％
長期期待運用収益率	3.09％

3　厚生年金基金の代行分将来分支給義務免除

当センターは厚生年金基金の代行部分について、平成27年11月１日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

厚生年金基金の代行部分返上に関し、当事業年度末日において測定された返還相当額（最低責任準備金）は175百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払いが当事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年５月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）第46項を適用した場合に生じる利益の見込額は185百万円であります。

〔資産除去債務関係〕

1　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　資産除去債務の概要

当センターの所有する各施設における、フロン回収・破壊法及び廃棄物処理法に基づく空調・電源設備等の除去費用であります。

⑵　資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から３年～15年と見積もり、割引率0.626％～1.854％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

（単位：円）

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	その他増減額	期末残高
23,780,829	―	260,754	―	24,041,583

2　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当センターの国立スポーツ科学センター及び国立登山研修所の一部の土地について、国等と土地賃貸借契約を締結しているため、原状回復に係る義務を有しております。

当センターでは、国立スポーツ科学センター及び国立登山研修所における事業の撤退及び施設の移転は第３期中期目標（平成25年４月から平成30年３月）や第３期中期計画（平成25年４月から平成30年３月）において予定しておりません。

また、将来的に各施設における事業の撤退及び移転が計画されるとしても、当該各施設については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書」において、その設置及びスポーツ振興のために利用することが定められており、各施設における事業の撤退及び施設の移転は当該業務方法書の改正を伴うため、当センターの裁量だけでは決定できず、文部科学省を含む各関係団体の総合的な意思決定を考慮して行われることから、原状回復義務の履行の時期を予測することは困難であります。

なお、除去費用については、文部科学省及び地権者と協議の上、原状回復義務を履行することになるため、当センターの負担する除去費用の金額及びその発生確率を見積もることも困難であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し、最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため計上しておりません。

〔不要財産に係る国庫納付等関係〕

①	資産種類		スポーツ振興基金
②	資産名称		現金及び預金
③	帳簿価額	⑴取得価額	15,000,000,000円
		⑵減価償却	―
		⑶帳簿価額	15,000,000,000円
④	不要財産となった理由		スポーツ振興基金に充てるため政府が出資した金額について、財政資金の有効活用を図るため、平成27年度から32年度までの間に段階的に相当額を国庫に納付するとの方針が国から示されたからです。
⑤	国庫納付等の方法		現物納付
⑥	譲渡収入の額		―
⑦	控除費用		―
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	15,000,000,000円
		納付年月日	平成29年３月31日
		⑵地方公共団体への払戻額	―
		納付年月日	―
		⑶その他民間等への払戻額	―
		納付年月日	―
⑨	減資額		15,000,000,000円
⑩	備考		―